

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第7回）

議事概要

1 日時

平成22年8月18日(水) 18:00～20:00

2 場所

中央合同庁舎2号館10階第1会議室

3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、荒木 尚志、岡本 博、小沢 信義、菅家 一郎、
吉川 肇子、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、人羅 格、
三浦 孝一

4 議事次第

（1）開会

（2）議事

①消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点等について説明

②意見交換

③今後の検討会の進め方について

（3）閉会

5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、事務局から、資料1及び資料2に基づき、消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点について、説明が行われた。
- 事務局からの説明後、今後検討を行うにあたっての論点等についてフリーディスカッションが行われた。委員の主な意見は次のとおり。
 - ・ 団結権は付与されているものの、当局との交渉等を行わないという制度について、類似のものは他の職種において存在するのか。
→ 現行法制度上はない。（事務局）
 - ・ 団結権のみで交渉を行わない制度をつくった場合であっても、職員団体と当局の間で、勤務条件について、一定の話合いがなされることはあると考えている。
 - ・ 労働者が団結することにより、当局と交渉を行うことが重要であると考

えており、当然団結権と団体交渉権は、セットであると考えている。

- ・ 団結をするのは交渉が目的なのであり、団結権と交渉はセットと考える。団結権は回復するが、当局との交渉等を行わない制度を創設した場合、話し合い等の名目で実質上の交渉が行われることが懸念される。この場合、地方公務員法に定めるルールに基づかない実質上の交渉が行われることになり、かえっておかしいことになる。そもそも、消防職員については、職務の性質上、団結権を回復することがなじまないと考えている。
- ・ 団結権と交渉は一体であると考えるが、これまで検討会において述べられている懸念を払拭するようなしほりや特例を設けることも考慮すべきではないか。
- ・ 交渉の際のルールについては、現在も地方公務員法において法定されており、消防職員についてのみ新たなしほりや特例を消防職員について設けることはあまりイメージできないのではないか。
- ・ 団結権と交渉権を切り分けることは法制的に可能であると考えるか。
→ 労働基本権のあり方については、政策判断により決せられるべき事項であり、それを法令に正確に落とし込んでいくということではないか。
(座長)
- ・ 団結権を回復し、労使協議等の制度を構築することとする場合、これは新たに法律に書き込むことを想定しているのか。
→ かなり幅を持たせる形で、現在論点の整理を行っており、今後どのように整理していくのかによるのではないか。(座長)
- ・ 団体交渉権の保障の程度は①民間労働法制のように団体交渉拒否に対して、法的救済があるもの、②(登録職員団体のように)交渉の応諾義務が明文化されているもの、③(非登録の職員団体のように)交渉を行うことが法律上当然に予定されているもの、④法律上何らの規定が存在しないものの4つに類型化できるのでないか。
- ・ 地方公務員法第55条第1項の交渉を当局が拒否した場合に、職員団体側の団体交渉の地位の確認請求を認めた裁判例は承知していない。一方で、損害賠償請求訴訟で交渉拒否が不法行為になり得るとした下級審判決は存在する。
- ・ 現行地方公務員法第52条第5項においては、当局と交渉する団体の結成を禁止しているのであって、団結権について明確に否定しているわけではないのでないか。法律の解釈により、現在存在する消防職員の任意団体について団体交渉権を有さないが団結権を有する職員団体として位置付けることはできないか。その上で、消防職員の勤務条件については、消防職

員委員会に監視機能を持った第三者機関を設置すること等により改善を図ることが適当ではないか。

- ・ 消防職員の安全を確保するためにも、労働者としての権利を守ることは重要。団結権の回復については、懸念される事項について法的な手当をするといった方法をとることにより、与えるべきものは与えるということも考えられるのではないか。
 - ・ 一般非現業の職員の団体交渉権については協約締結権が認められておらず、民間労働者と比較してもその保障の程度は、かなり弱いものだと考えられる。にもかかわらずこれほど懸念が存在するのは、実態として協約まがいの覚書等により条例に根拠のない公金の違法な支出が行われるなど法律と実態がかなり乖離しているという現実が存在しているとも推測され、こうしたことを念頭において検討を行うことも必要であると考えられる。
 - ・ 消防職員協議会はこれまで地方公務員法第52条第5項に抵触しない限りにおいて活動してきた。今後は、交渉等により自らの力で勤務条件等の環境を整えることができるようにしていくことが必要ではないか。消防職員には、プロ意識があり、団結権の有無にかかわらず、災害時に出勤しないといったことは考えられない。
 - ・ 現行地方公務員法上、管理運営事項については団体交渉の対象外としているにもかかわらず、実態的には勤務条件と不可分一体として扱われている面がある。団結権と団体交渉権の関係については、法制的に切り分けることができるのか、また法制的に切り分けることができても、実態的には一体なのかという点も検討する必要があるのではないか。
 - ・ 消防職員委員会について、現在いわゆる管理運営事項もその審議対象となっているが、団結権を回復し、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行うこととした場合に消防職員委員会を存置することとなれば、一般非現業職員よりもある意味で優れた扱いをすることとなるのではないか。
- 検討会の最後に座長から消防職員の団結権に関する主要な論点について専門的かつ第三者的な立場から検討を行うための当局側委員及び労働側委員を除いた有識者委員によるワーキンググループを設置したい旨の提案があった。

これに対して、賛成する意見があった一方で、これまで検討会において建設的に議論を進めてきたところであるので同意しかねるとの意見もあったものの、ワーキンググループにおいてまず専門的かつ第三者的な視点から論点について整理を行い、それをもとに検討会において更に議論を進めていくこととしたいので、ご理解賜りたい旨の発言が座長からあり、設置について

了承された。

また、ワーキンググループの取りまとめは辻座長代理が行うこととされた。

- 今後のスケジュールについて委員からの質問に対し、座長から拙速に進めることはできないものの、遅くとも11月中には、一定の結論が得られるように議論を進めて行きたいと考えている旨の発言があった。
- 次回の検討会は、ワーキンググループとしての考え方の取りまとめの後に開催することとされ、各委員の日程調整の上、連絡することとされた。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

(総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課)